西宮市条例第　号

西宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を

定める条例の一部を改正する条例

西宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年西宮市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１７８条に次の１項を加える。

３　指定就労継続支援Ａ型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第１７９条第４項中「第２項」を「第３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

　第１７９条に次の１項を加える。

６　第１項に規定する賃金及び第３項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

　第１８３条の次に次の１条を加える。

（運営規程）

第１８３条の２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

（１）　事業の目的及び運営の方針

（２）　従業者の職種、員数及び職務の内容

（３）　営業日及び営業時間

（４）　利用定員

（５）　指定就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

（６）　指定就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものに限る。）、第１７９条第１項に規定する賃金及び同条第３項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

（７）　通常の事業の実施地域

（８）　サービスの利用に当たっての留意事項

（９）　緊急時等における対応方法

（１０）　非常災害対策

（１１）　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

（１２）　虐待の防止のための措置に関する事項

（１３）　その他運営に関する重要事項

　第１８４条中「第８７条から」の次に「第８９条まで、第９１条から」を加え、「第１８

４条において準用する第９０条」を「第１８３条の２」に改め、「、第９０条中「第９３条」

とあるのは「第１８４条において準用する第９３条」と」を削る。

付　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。